



① 対象となる方

児童手当の申請者は、中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している保護者のうち、主たる生計の中心者(恒常的に所得の高い方など)です。

児童手当は申請しないと受給できません。お子さんが生まれた方や、中野区に転入された方は、新たに手続きが必要です。(公務員の方は、原則としてそれぞれの勤務先での申請になりますが、所属で必ずご確認ください。)

② 手当額(月額)

★0歳～3歳未満……一律 15,000 円

★3歳～小学校修了前 第1子・第2子…10,000 円 ※第3子以降…15,000 円

★中学生……一律 10,000 円

★所得制限額以上 年齢関係なし…一律 5,000 円

※養育している18歳以下のお子さんのうち第3子以降

③ 所得制限について ★住民税の申告内容を基準として判定します。

1月～5月受給分までは前々年の所得、6月受給分から前年の所得で判定します。

【児童手当所得限度額表】

税法上の扶養人数	所得限度額
0人	622 万円
1人	660 万円
2人	698 万円
3人	736 万円
以降、扶養1人につき	38 万円加算

その他、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき 6 万円を限度額に加算します。

④ 支給について

支給は、申請月の翌月分からとなります。ただし、出生・転入による申請は、申請日が誕生日・転出予定日(転出届に記載の異動日)の翌日から15日以内の場合、誕生日・転出予定日の属する月の翌月分から支給します。

支払月は6月・10月・2月、それぞれ12日(土日祝日の場合はその前の平日)です。支払月の前月分までをお届けの口座に振り込みます。

⑤ 手続きに必要なもの ※下記イ～カのご用意がなくても申請ができます。請求書以外の書類は後日提出でも結構です。

ア 児童手当・特例給付認定請求書

申請窓口にあります。中野区のホームページからダウンロードもできます。

イ 申請者名義の口座番号が分かるもの(公金の振り込めない金融機関は不可)

ウ 個人番号がわかるもの(通知カード等) + 本人確認書類(免許証・保険証等)

エ 印鑑(朱肉を使用するもの)

オ 申請者の健康保険証の写しまたは厚生・共済年金加入証明書

★対象児童の保険証の写しは不要です。(子ども医療証の交付申請には必要)

★厚生・共済年金に加入の方は上記【オ】のいずれかを添付してください。

★国民健康保険組合加入者(全国土木建築国民健康保険組合加入者を除く)で、厚生年金に加入の方は、年金加入証明書が必要です。

★国民年金加入者と年金未加入の方は上記【オ】の提出は必要ありません。

カ 申請者及び配偶者の所得情報

★各年1月1日時点で住民登録のあった自治体にマイナンバーで情報照会させていただきます(1月1日に住民登録のあった市区町村を必ずご記入ください)。

※郵送で申請することもできます。申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。

※その他、お子さんと別居等、ご事情により別途書類が必要となる場合があります。

⑥ その他

I お子さんが増えた時は増額の届出が必要となります。

対象となるお子さんが増えた方は、額改定認定請求書を提出してください。増額についても申請しないと受給できません。

●窓口申請 印鑑(朱肉を使用するもの)をご持参ください。

●郵送申請 事前に、額改定認定請求書を申請窓口でお求めください。

または、中野区のホームページからダウンロードしてください。

※申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。

II 現況届について

児童手当を受給されますと、毎年6月1日～30日の間に年度の更新の手続きが必要です。対象者へは、毎年6月に届出書類を送付します。

⑦ 新規・額改定申請窓口

子ども総合相談窓口(区役所3階11番)、各地域事務所(南中野・東部・江古田・野方・鷺宮)、すこやか福祉センター(南部、中部、北部、鷺宮)

【問合せ(提出)先】

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所 子ども教育部

子育て窓口 TEL 03-3228-5484 (平日 8:30～17:00)

児童手当以外の諸手当については、裏面をご覧ください



各種手当のご案内

児童手当以外に、家庭状況により下記手当が受給できる場合があります。以下の制度概要をご覧ください、手続きについては下記担当までご相談ください。

手当名		受給要件	支給制限	手当月額
ひかり親家庭等の方	区制度	児童育成手当 (育成手当) 出生から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童を養育している、下記のいずれかの状態にある保護者 ・離婚・死別・未婚等の事情で母子(父子)家庭の方 ・父または母に重度の障害がある家庭の方	<u>所得制限あり</u> ※児童が社会福祉施設等に入所しているときは対象外 ※申請者が異性と同居している・事実婚状態が認められる場合は対象外	児童1人につき 13,500円
	国制度	児童扶養手当 出生から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童(中度の障害のある児童の場合は20歳未満)を養育している、下記のいずれかの状態にある保護者 ・離婚・死別・未婚等の事情で母子(父子)家庭の方 ・父または母に重度の障害がある家庭の方		児童1人の場合 43,160～10,180円※ 児童2人の場合 10,190～5,100円加算※ 児童3人の場合 6,110～3,060円加算※ ※所得額による (2020年度)
障害のある児童を養育している方	区制度	児童育成手当 (障害手当) 20歳未満で障害があり、その程度がいずれかに該当する児童を養育している保護者 ・「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ・「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ・脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童	<u>所得制限あり</u> ※児童が社会福祉施設等に入所しているときは対象外	児童1人につき 15,500円
	国制度	特別 児童扶養手当 20歳未満で障害があり、その程度がいずれかに該当する児童を養育している保護者 ・「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ・「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ・同程度の「内部障害」・「精神障害」がある児童		児童1人につき 1級認定52,500円 2級認定34,970円 (2020年度)

☆上記手当の申請および相談は、区役所3階11番子ども総合相談窓口までお越しください。(各地域事務所・各すこやか福祉センターでは手続きできません)
 各手当には所得制限があります。また、受給要件により持参していただく書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中野区役所 3階11番 子ども教育部 子ども総合相談窓口

児童手当・子ども医療費助成係 03-3228-8952(直通) (平日 8:30～17:00)